

		長野市大字中御所字岡田30番地20
共 済 組 合 公 報	第368号	長野県市町村職員共済組合
		電話026(228)5600

目 次

○ 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則について	1
○ サンプルテ山王外壁タイル等の修繕工事の実施について	2
○ 平成16年度第二次変更事業計画及び予算について	2
○ 平成17年度における任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる平均給料額について	2

公告第2号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、平成17年3月2日招集の第127回組合会において議決されたので公告する。

平成17年3月3日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 矢田義太郎

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則（昭和46年制定）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「住宅金融公庫業務方法書（昭和40年住公規程第19号）第3条の2第4項に規定する地域」を「理事長が指定する地域」に、「2年」を「償還期間外において3年」に改める。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、平成16年12月1日から適用する。

公告第3号

サンパルテ山王外壁タイル等の修繕工事の実施について

サンパルテ山王外壁タイル等の修繕工事の実施については、平成17年3月2日招集の第127回組合会において議決されたので公告する。

平成17年3月3日

長野県市町村職員共済組合

理事長 矢田義太郎

公告第4号

平成16年度第二次変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成16年度第二次変更事業計画及び予算については、平成17年3月2日招集の第127回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成17年3月3日

長野県市町村職員共済組合

理事長 矢田義太郎

公告第5号

平成17年度における任意継続掛金の標準となる額の  
算定の基礎となる平均給料額について

長野県市町村職員共済組合の平成17年度における地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第48条第3項第2号の規定による額は、326,000円である。

平成17年3月3日

長野県市町村職員共済組合

理事長 矢田義太郎